

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.6.2 第 189 回国会第 19 号

6 月 2 日（火）、第 19 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）

- ・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、大塚法務大臣政務官、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

階 猛君（民主）

- ・内閣が複数の法律の改正を一括法案として国会に提出することは、唯一の立法機関である国会の審議権を制限することにならないのか、内閣法制局長官の見解を伺いたい。
- ・趣旨・目的が異なるにもかかわらず、取調べの録音・録画制度の導入と通信傍受の合理化・効率化に関する改正を一括法案として国会に提出した理由について、法務大臣に伺いたい。
- ・本法案を提出することになったきっかけは、いわゆる厚生労働省元局長無罪事件等のえん罪事件であり、えん罪防止がその趣旨・目的であるはずだが、その趣旨・目的は本法案には含まれていないのか、法務大臣に伺いたい。
- ・本法案附則第 9 条の検討条項は、将来的な全事件の可視化の可能性も含まれているのか、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

黒岩宇洋君（民主）

- ・平成 22 年 9 月の大阪地検特捜部の不祥事等を受けて設置された検察の在り方検討会議による提言で述べられた検察に対する危機意識を踏まえ、現在までの間に検察がどのように変化してきたと感じているのか、法務大臣に伺いたい。
- ・透明性・公開性を十分に確保しながら、改革を推進するという検察の在り方検討会議の提言を踏まえて、検察は、検察改革の進捗状況をどのように国民に公表してきたのか、伺いたい。
- ・取調べの録音・録画制度や、司法取引制度の創設、通信傍受の対象犯罪の拡大などを一括し、一つの法案として提出することについて、透明性・公開性を十分に確保するという観点から適切であるといえるのか、法務大臣に伺いたい。
- ・司法取引等の新たな捜査手法を導入することについて、国民の声に耳を傾けるためには、国民に真摯に制度の内容を説明する必要があると思うが、十分に説明を果たせ

ているのか、法務大臣に伺いたい。

柚木道義君（民主）

- ・「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」という法案名から、盗聴や司法取引に関する法案であると認識することは、一般的な国民にとっては困難であること等に鑑み、本法案は、一括法案ではなく、個別の法案として提出し、国民に分かりやすく丁寧に議論する必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・傍受令状は、通信傍受の濫用防止策の一つであるといわれるものの、令状請求が却下されたのは、これまでに 2 件のみであり、却下理由の事例集積をしている状況でもないことからすれば、濫用防止の機能を十分に果たしているとはいえないと考えるが、今後、却下された請求について、却下理由を調査し、公開することを検討できないか、法務大臣及び最高裁判所当局に伺いたい。
- ・司法取引において、捜査段階での虚偽の供述について罰則が設けられることで、公判においてその供述を翻して真実を証言することが困難となり、真相究明を妨げる結果につながりかねないとの懸念について、法務大臣の見解を伺いたい。

鈴木貴子君（民主）

- ・新たな時代の刑事司法制度の在り方に関する諮問第 92 号では、近年のえん罪事件の発生を踏まえた捜査の在り方の見直しが大きな柱とされており、取調べの可視化と通信傍受の対象事件の拡大及び司法取引の導入とを含めて一本の法案で提出することは、諮問の趣旨に見合っていないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・これまで不適切な取調べが行われてきたのは、制度上、問題があったのか、あるいは運用上、問題があったのか、法務大臣及び国家公安委員会委員長に伺いたい。
- ・新時代の刑事司法制度特別部会の委員及び幹事には捜査関係者が多いが、抜本的な改革を行うのであれば、特別部会において様々な観点からの提言を取り入れるための

不断の努力が必要であったと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・最高検察庁が取りまとめた氷見事件及び志布志事件の検証結果では、再発防止のための方策について言及する部分が非常に少なく、また挙げられている方策に新しいものや建設的・具体的なものがなく、本当に検証を行ったといえるのか、伺いたい。

井 出 庸 生君（維新）

- ・取調べの可視化により、実際の取調べでどのような支障が生じるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・取調べの全過程を録音・録画することが、被疑者との信頼関係が損なわれるとの懸念を払しょくし、カメラを意識せず被疑者の供述を引き出すことになると考えるが、警察庁の見解を伺いたい。また、取調べを可視化しても大丈夫になるよう、警察の取調べの在り方そのものを変えていく必要があるとの問題意識を持つべきと考えるが、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・通信傍受と司法取引のどちらに政策的な優位性があると考えているのか、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・通信傍受により得られた情報が、特定秘密の指定対象となる場合があり得るのか、また、そのような場合にその情報をどう取り扱うのか、警察庁の見解を伺いたい。

重 徳 和 彦君（維新）

- ・代用監獄での自白強要の危険性という国連自由権規約委員会からの指摘に関し、警察内部で捜査部門と留置部門とで分かれていると説明しても、同じ建物、同じ組織の中である以上、留置場における不適切な取調べの懸念はあると考えるが、そのような懸念が払拭されるような状態にあるのか、国家公安委員会委員長に伺いたい。
- ・警察により、同一被疑者の再逮捕の手法が使われていることについての米国国務省からの指摘に関し、現行刑事訴訟法が定めるように、住所不定や罪証隠滅のおそれなどの事由で被疑者の身柄を拘束するよりも取調べのための身柄拘束であることを明確にすべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ・取調べの可視化に伴い、調書離れによる捜査能力低下への懸念が指摘されているところ、可視化によるデメリット及びこれへの対策について伺いたい。

清 水 忠 史君（共産）

- ・過度に追及的な取調べ、取調官による不当な誘導及び事実と異なる供述調書の作成が、えん罪の原因となつていくとの認識の有無について、法務大臣に伺いたい。

- ・提案理由説明において、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化のため、通信傍受法の改正を行うとしていたが、なぜ証拠の収集方法の適正化・多様化の結論が通信傍受の対象事件の拡大となるのか、法務大臣に伺いたい。
- ・警察がいわゆる日本共産党幹部宅盗聴事件で組織としての盗聴を認めていない状況で、更なる盗聴の自由を認めてよいか疑問であるが、国家公安委員会委員長は、捜査手法の適正化のため、通信傍受の対象事件の拡大をすべきという立場なのか、伺いたい。
- ・国家公安委員会委員長は、通信傍受法の廃止を目的とする「刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案」（第149回国会衆法第1号）の賛成者となっていたが、同法案の趣旨に賛成していたのか、伺いたい。